

文教民生常任委員会 広島県広島市（広島市民病院）視察概要

広島市は、広島県の西部に位置し、人口 1,174,324 人、世帯数 584,507 世帯（共に令和 6 年 10 月 31 日現在）、面積は 906.69 平方キロメートルの政令指定都市である。市域は中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区の 8 区で構成されており、日本最大規模を誇る路面電車の広島電鉄とバスが市内交通を担っている。

同市では市立病院において、医療費の抑制を基調とした医療制度改革や診療報酬の改定、医療需要の変化、医療の高度化など、医療を取り巻く環境が変化し続けていくと見込まれる中、市直営による様々な制約のある仕組みのままでは、安定した経営下での、より充実した医療サービスを提供することが困難であるという認識のもと、環境の変化に迅速、柔軟に対応し、より質の高い、安全で安心な医療を安定的に提供していくため、市立病院の経営改善方策を検討することとした。

経営改善方策の検討に当たり、広島市病院事業局では、平成 24 年 5 月に、学識経験者や医療関係者などで構成された広島市立病院経営改善方策検討委員会（以下、「委員会」）を設置した。委員会では、どのような経営形態が望ましいか、また経営形態を見直すのであれば、市立病院間でどのような連携が必要となるかについて議論、検討が行われ、結果、経営形態として、指定管理者制度を導入している病院を除き、地方独立行政法人が望ましいとされ、地方独立行政法人移行に伴う市立病院間の連携等について、報告がとりまとめられた。病院事業局では、この報告を受け、平成 26 年 4 月 1 日に地方独立行政法人へ移行することとした。

独立行政法人化（以下、「独法化」）し、広島市立病院機構として運営を行うようになってことで、従前の課題で改善された例として次の 3 点が挙げられていた。

1 点目は、職員の定数管理による制約から解放された点。以前は市の職員定数や採用方法の制約により、必要な時に必要な人材・人数を確保することや、病院経営を行うために必要な高度な専門性を有する職員の継続的な配置、養成などが非常に困難な状況であった。独法化後は、人員体制が柔軟に対応できるようになり、診療体制の充実につなげることができた。

2 点目は、柔軟で、機動性のある予算編成・執行が可能になった点。以前は市の特別会計の 1 つとして、市の予算編成ルールに従い、また予算執行の際も市の契約ルールに従う必要があり、状況に応じた弾力的な予算措置や執行が困難であることや、長期・一括契約に制約があることが課題であった。独法化後は、法人の自己財源による運営になり、市の関与なく執行が可能になり、予算編成や執行上の負担が軽減された。また業務の困難さや、勤務実態に即した諸手当を新設するなど、医師や看護師等の確保や職員のやる気を醸成するための処遇改善にも対応することができている。

3 点目は、1 つの病院群として連携が可能になった点。従前は、個々の医療機関としてそれぞれが機能していたが、独法化後は、病院間の患者情報の伝達、共有化により、円滑な転院を進め、急性期の治療や回復期のリハビリテーションなどを連続的、一体的に提供する体制を構築することができた。

広島市は、今後の課題として、広島県が令和 5 年に策定した「高度医療・人材育成拠点 基本計画」に伴う県内の医療体制の変化への対応について挙げられていた。本計画は、若手医師の減少や働き方改革の必要性、急性病床の過剰、回復期病床の不足など、医療環境を取り巻く課題を踏まえ、県内の医療体制を再編するというものである。

その一環として、令和 12 年に県立の新病院が広島駅前にて開院が予定されており、県内病院の一部医療機能が新病院に集約されるため、市内公立病院の機能と連携の在り方や、また医師や他の医療従事者の確保が従来通り維持できるのかが懸案事項であり、現在その検討を進めているとのことであった。

文教民生常任委員会 広島県広島市（広島市こども療育センター）視察概要

広島市では、児童の発達や情緒に関する相談に応じるとともに、医学的診断や判定などを行い、障害児等の早期発見・早期治療、訓練を行う療育相談所と、4つの児童福祉施設（育成園、二葉園、山彦園、愛育園）からなる「広島市こども療育センター」を設置し、指定管理により運営している。

運営体制の経緯としては、昭和49年に、全国に先駆けて、総合的な診断評価機能と施設療育機能を備えた「児童療育指導センター」がこども療育センターの前身として設置され、広島市の直営により運営を行っていた。その後、障害児施策において、施設内だけでなく、在宅や地域支援への需要が高まる中、弾力的で効率的な運営ができるよう、平成10年度からは社会福祉法人である広島市社会福祉事業団へ業務を委託することとし、平成18年度には指定管理者制度に移行し、当該事業団による、実態に合わせた柔軟な運営を行ってきた。令和5年度には、老朽化・狭あい化対策や機能集約を目的とした改修工事が終了し、児童相談所が併設した、市の児童福祉を担う新たな拠点施設として開所された。

広島市社会福祉事業団では、こども療育センターのほか、複数の障害者・児支援施設を所管し、また事業団職員においては、当該支援について専門的な知識、経験を有しており、質の高い障害児・者福祉サービスを提供できる体制を構築している。そのため、本センターの指定管理者の選定においては、施設の継続的・安定的な運営を確保するため、非公募にて当該事業団を選定している。また、広島市職員（こども未来局こども青少年支援部障害児支援担当）が本センターの管理課職員を併任することにより、センター及び事業団との密な連携のもと市の障害児支援を行うこととしている。

こども療育センターは、大きく3つの部門に分かれて運営している。

1つ目は相談・医療（診療）部門（療育相談所）。「地域支援室」という名称で、保健師などの専門員による相談を経て、必要に応じて受診、心理療法師による心理検査、保育士による集団評価などを行い、個々に応じた医療サービス、福祉サービスにつなげており、地域療育の窓口の役割を担っている。

そのほか、対外的な取組として、保育園や、幼稚園、学校等への訪問による療育支援や、障害に対する理解促進を目的に、保護者や子どもに関わる地域の方々を対象とした研修会を実施している。

2つ目は発達支援部門。就学前の児童と保護者を対象に、それぞれの障害ニーズに応じた通所支援を行っている。知的発達に遅れがある場合は「育成園」、肢体不自由の場合は「二葉園」、難聴の場合は「山彦園」が、児童発達支援施設としてそれぞれ役割を担っている。

また保育所や幼稚園などへ専門スタッフが訪問し、当該児童が集団生活へ適応するため、児童や保育所等の職員へ支援を行う保育所等訪問支援や、外出が困難な超重症児の児童一人一人に合わせた保護者（家庭）支援を行う居宅訪問型児童発達支援も行っている。

3つ目は心療部門。「愛育園」は、児童心理治療施設として、不登校やひきこもりなど、人間関係の構築や集団生活にニーズを抱える児童を対象に、入所または通所により心理療法、生活支援、学校教育を柱とした総合環境療法を行っている。保護者や学校の先生との連絡を密にしながら、個々の課題解決に向けて細かな支援を行うようにしている。

また広島市では、平成17年の発達障害者支援法施行に伴い、発達障害者への支援を総合的、計画に進めていくため「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」（以下、「プログラム」）を策定している。前プログラムの計画期間が満了したことから、今年度から新たなプログラムを策定し、発達障害の早期発見・早期支援体制の充実、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援、共生社会の実現に向けた取組の推進、以上3点の基本方針を掲げ、発達障害者支援に関する事業、取組を進めている。こども療育センターにおいても、本プログラムの推進にあたり、乳幼時期から青年期の療育支援を担う重要な機関として、市職員、事業団職員一丸となって運営を行っているとのことであった。

こども療育センターの運営、広島市における療育の取組について、①「発達障害」の認知度が世間的に浸透していき、ニーズが増加しつづけている中で、全国的に小児科医等の絶対数は不足しており、広島市においても例外ではなく、市立病院をはじめ市内医療機関との柔軟な連携体制の構築や、市全体として一体的な医師の確保策の検討が必要になってきている点、②大規模な法改正や、社会情勢の急激な変化（人件費や物件費の大幅な高騰）など、予測が不可能な事由があることから、指定管理期間（現状では5年間）中に発生する費用を適正に見積もることが困難になってきている点、以上の2点が今後の課題として挙げられていた。